

令和7年度 訪問看護推進拠点事業 「介護支援専門員への個別相談」実施要領

1 目的

医療と介護の連携を推進し、在宅患者の療養環境の更なる充実を図るため、訪問看護支援センターにおける相談体制を強化する。

2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

3 事業内容

(1) 介護支援専門員が抱える医療依存度の高い事例等の個別相談

医療依存度の高い事例の在宅移行に向けた準備、在宅における看取りへの対応、療養者の症状の変化に応じた療養等の事例について、介護支援専門員に対して高度な知識と経験をもつトータル・サポート・マネジャーが個別相談に対応する。

①事業所内の相談体制の整備

- トータル・サポート・マネジャーの所属する訪問看護ステーション内で、介護支援専門員から相談が受けられる体制を整備する。

②対面相談

- 介護支援専門員がトータル・サポート・マネジャーの所属する訪問看護ステーションに来所する、トータル・サポート・マネジャーが居宅介護支援事業に向く等介護支援専門員と対面での相談支援を行う。

③同行訪問

- 必要に応じ、トータル・サポート・マネジャーが介護支援専門員と利用者宅に同行訪問して、介護支援専門員に相談支援を行う。

(2) 具体的な相談内容

- ①利用者の疾患や治療方針の理解
- ②利用者の状態や療養環境、医療ニーズのアセスメント
- ③在宅療養に向けて利用者の意思を尊重した医療的ケアや環境整備
- ④訪問看護等の医療系サービスの導入方法
- ⑤その他

4 経費

(1) 相談支援通信費 10,000円／1事業所／年

(2) 相談支援経費 10,000円／1回

(詳細は別紙参照)